

# 福島大学学生生活ガイドライン 2022

2022 年 4 月

福島大学危機対策本部

## 学生生活ガイドライン 2022 について

福島大学では、令和3年度、「福島大学学生生活ガイドライン 2021」を策定し、コロナ禍で学生生活を送るうえでの行動規範を示してきました。その結果、本学内での大規模な新型コロナウイルス集団感染は発生せず、安定した教育研究活動を行うことができました。しかしながら、新型コロナウイルスの変異等で世界的な感染拡大の波が定期的に発生しており、今後しばらくは基本的な感染防止対策をとりながら教育研究活動を行わなければなりません。

いったん大学構成員の間で感染が拡大すると、授業はもちろんのこと、課外活動や日常生活までもが大きく制限されることとなります。国内での新型コロナウイルスワクチン接種も進んでいますが、オミクロン株による第6波でも見られたようにワクチンを接種していたとしても新型コロナウイルスに感染する／感染させるリスクが消えるわけではありません。私たちに、引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動を継続することが求められています。

令和4年度をスタートするにあたって、「新型コロナウイルス感染症に関する福島大学活動指針（BCP）」及び「福島大学学生生活ガイドライン 2022」を策定しました。この学生生活ガイドラインは福島大学生として遵守すべき最低限の行動規範を定めたものです。大学生としての、そして一市民としての自覚をもち、本ガイドラインの内容を十分に理解した上で行動に移し、充実した学生生活を過ごしてください。

なお、今後の新型コロナウイルス感染状況によって、本ガイドラインが改訂される場合があります。Live Campus や大学 HP を通じて連絡しますので、注意してください。

### 本ガイドラインの7つのポイント

受講上の注意点を熟読して、授業(対面授業・遠隔授業)に臨んでください。

課外活動を行ったり、学内施設を利用したりする際は、感染防止のルールを守ってください。

いつでもどこでも「三密」を回避してください。マスクの着用(不織布マスクを推奨)、距離の確保(人と接触するときは最低1m以上距離をとる)、手指の消毒などの感染防止対策をとることにより、感染リスクを下げることができます。会話をする際には、必ずマスクを着用してください。

新型コロナウイルス感染時・発生時には、落ち着いて、大学と保健所の指示に従ってください。

Live Campus と大学 HP からの連絡は必ず読んでください。

会食については福島県の基準に従って行ってください。ただし、感染状況等により大学独自で制限を設ける場合があります。

万が一の時に備え、食料品・日用品等の備蓄を心がけてください。

## 目次

項目	ページ
1．十分な感染防止対策とは	4
2．授業の受講について	4
(1) 対面授業	5
(2) 遠隔授業	5
(3) 試験	6
(4) 実習	6
3．研究活動について	7
4．課外活動について	7
5．学内施設の利用について	8
6．キャリア支援、就職支援について	9
7．日常生活について	9
(1) 会食	9
(2) アルバイト	9
(3) 移動（国内移動、海外渡航）	9
(4) 正しい情報に基づく冷静な行動	10
(5) 食料品等の備蓄	10
8．連絡体制について	10
9．新型コロナウイルス感染時・発生時の対応について	11
10．問合せ先について	14
(参考) 新型コロナウイルス感染症における福島大学行動指針（BCP）	15

## 1. 十分な感染防止対策とは

- ・ マスク（不織布マスク推奨）を着用してください。
- ・ 「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話が発生する密接場面」の、「三密」を徹底的に回避してください。
- ・ 他者との間に身体的距離（できるだけ2m(最低1m)）を保つよう心がけてください。身体的距離がとれない場面においては、マスクを着用していても、大きな声での会話は控えてください。
- ・ こまめな手洗いを徹底してください。
- ・ 室内の換気をこまめに行ってください。
- ・ 発熱などの風邪症状がある場合は、活動を控えてください。
- ・ 毎日2回（朝、夕）体温を測り、「体温・行動記録表」( )に記入してください。栄養、休養・睡眠を十分にとり、適度に身体を動かし体調管理に気をつけてください。
- ・ 感染時に備えて、どこに行き誰と会ったか、毎日の「行動歴」を「体温・行動記録表」に記録しておいてください。感染ルートや濃厚接触者を特定するために、「体温・行動記録表」の提出を求めることがありますので、必ず実践してください。
- ・ 「体温・行動記録表」は、「新型コロナウイルスに感染時・発生時の対応」(P11に掲載)のQRコードを読み取るか、保健管理センターホームページ(<http://www.hcc.fukushima-u.ac.jp/img/symptoms.pdf>)からダウンロードして使ってください。

## 2. 授業の受講について

本年度も新型コロナウイルス感染症への対策が必要であると判断し、以下のような対応をとることとします。以下の対策は、引き続き新型コロナウイルス感染症への注意が必要であるが、福島県に緊急事態宣言が出されたり、福島大学でクラスターが発生しているという状況ではない、ということを前提にしたものであり、万一そのような事態になった場合には、すべて遠隔授業にするなどの緊急措置をとることがありえますので、そのように理解してください。

授業については十分な対策をとった上で、基本的に対面で行うこととします。

ただし、受講者間の間隔が充分に取れるように各教室の定員を見直したので、教室に受講生を収容できない場合は、遠隔授業もあります。それぞれの授業の開講形態については、教務課のHPで「授業時間割表」「開講科目一覧」をチェックしてください。なお、シラバスにはその記載はありません。

対面授業と遠隔授業のそれぞれについて、受講上の注意点は以下の通りです。

## (1) 対面授業

### ・着席について

L棟とM棟については着席不可の座席に印が付けてありますので、着席しないでください。S棟については、机の数を調整してありますから、すべての席が使用可能です。

### ・手指の消毒、マスクについて

教室の外に消毒液を置きますから、入室前に手指の消毒を行ってください。授業中もマスクを正しく着用してください。

### ・健康管理について

毎朝検温し、「体温・行動記録表」(福島大学保健管理センターHPからダウンロード)に体温を記録してください。発熱などの風邪症状がある場合は、登校しないでください。その場合は、新型コロナウイルス感染症対策の特別措置として、欠席扱いとしないことにします。風邪症状で授業を休む場合、体調が許せば教務課担当窓口(本ガイドラインの「8.問合せ先について」を参照)か授業担当者に欠席することを連絡してください。体調が回復して登校したら、教務課で「申請書」の書式を受け取り、授業の欠席を申請します。この場合、診断書の提出は必要ありませんが、代わりに上記「体温・行動記録表」のコピーを提出してください。申請書に教務課担当者が押印したあと、コピーを取って欠席した授業の授業担当者に提出してください。

### ・実験や実技科目について

密になりやすい状況が考えられますので、授業担当者の指示に従ってください。

## (2) 遠隔授業

受講生を教室に収容できない授業については遠隔授業とします。ただし、授業担当者の工夫により、対面と遠隔のハイブリッドなどの形態もありえますから、その場合は授業担当者の指示に従ってください。

一人一人の時間割に対面と遠隔が混在することになるので、授業担当者には基本的に遠隔授業はオンデマンド型にするようお願いしています。同時双方向型の授業ではキャンパスで受講する環境がないためです。

単なる動画ではなく、パワーポイントなどのファイルが多いので、スマホでの受講は推奨していません。パソコンで受講しましょう。

### ・受講方法

オンデマンド型とは、ファイルをダウンロードして各自が自習する形態を指します。たとえば1時間目と3時間目に対面授業が入っている学生が2時間目に遠隔授業を受講する場合を想定してみましょう。いったん自室に帰ることはできないと思われるので、2時間目に持参したPCを使用して大学内で受講することになります。図書館や空き教室での受講が可能です。語学の授業など、発声を伴う場合にはそれが可能かどうか確認してください。教室の空き状況については学生のみなさんにお知らせします。ただし、大人数が学内で一度にファイルをダウンロードしようとすると、ネットワークに過大な負荷がかかり、時間がかかってしまうなどの

ことが予想されます。授業担当者にはできるだけ前日までにファイルをアップするように依頼しますので、登校前に自室でダウンロードしておくことをお勧めします。

また、帰宅してからの受講も可能です。多くの授業が課題の提出をもって出席とすることになりますが、提出期限を授業終了時ではなく、少し余裕をもたせて設定するように依頼しますので、授業の配置コマ以外での受講も検討してください。ただし、課題の提出期限は授業ごとに異なりますから、注意してください。

受講方法について詳しくは、福島大学高等教育企画室の HP に「遠隔授業(学生用)」というページを設けていますのでそちらも見てください(アドレスは下記)。

[https://www.heps.fukushima-u.ac.jp/category/news/remote\\_s/](https://www.heps.fukushima-u.ac.jp/category/news/remote_s/)

#### ・連絡方法

学生のみなさんへの連絡方法としては、Live Campus を利用します。必要に応じてみなさんが登録したアドレスへのメールの送信、各自のホーム画面への「お知らせ」の掲示がありますから、チェックしてください。メールはみなさんが登録したアドレスに送られますから、確実にチェックするアドレスを登録するようにしてください。登録アドレスは Live Campus で変更ができます。

対面授業であればその場で連絡することも、遠隔授業ではこれらの方法で連絡することになりますので、メールや掲示のチェックをよく行うようにしてください。

#### ・資料の配付と課題の提出

みなさんが授業の資料をダウンロードしたり、課題を提出したりするために、外部のクラウドサービス「おまかせファイルサーバー」や Google Classroom などを利用します。資料が置いてある場所や課題の提出先のアドレスについて Live Campus など授業担当者から連絡があります。

### (3) 試験

遠隔授業でも、授業担当者の判断により期末の試験は対面で行われるものがあります。

授業担当者からの連絡に注意してください。

### (4) 実習

教育実習などを含む実習については、感染対策を徹底しながら例年通り行う予定です。担当者の事前指導などでの注意をよく守り、参加してください。

また、授業内で行われるフィールドワークについては、感染防止対策を含む実施計画を授業担当者が学類に提出した上で実施することになっています。フィールドワーク中はもちろん、移動中や合間の休憩、食事などについても授業担当者からの注意をよく守り、参加してください。会食や移動については、このあとの「7.日常生活について」の項もよく読んでください。

実習・フィールドワークともに参加する 2 週間前から 3 人以上の会食や旅行は自粛し、外出にも気をつけること、「体温・行動記録表」を確実に記入すること(提出を求める場合があります)は必ず守ってください。

### 3. 研究活動について

学生・院生の研究活動については、研究者の研究活動と同様に責任や配慮が求められています。昨今の感染症対策により研究活動への影響が懸念されますが、研究活動と感染拡大防止の両立を目指し、研究手法に新しい工夫を加えるなどの方策をとることが望まれます。

研究活動における人的接触場面では、十分な感染防止対策を行ったうえで実施してください。具体的な感染防止対策については、指導教員及び本ガイドラインの指示のほか Live Campus 等による本学からの指示に従ってください。

### 4. 課外活動について

大学生活にとって課外活動は大きな意味を持っています。福島大学としてもみなさんの課外活動をサポートしていきたいと考えています。一方で、会食など、学生同士が密に関わることで新型コロナウイルスの感染機会になるので、団体活動をするうえではそのような事態を避けるための徹底した対策も必要です。

当面は新型コロナウイルス感染症への注意が必要と判断し、通常とは異なる以下の対応を行います。福島県が緊急事態宣言の対象となる、あるいは福島大学でクラスターが発生するなどの事態に至った場合は、これに加えて、一定の期間の課外活動停止などの措置をとることがあります。その場合は Live Campus で連絡をします。

(1) 本ガイドラインを遵守し、十分な感染防止対策を行ったうえで活動してください。なお、課外活動施設や体育施設は 2021 年度に学生・留学生課に活動再開の申請を行い、許可を受けた団体のみ使用できます。(団体の新規設立などの事情により、2021 年度に申請を行っていない場合は学生・留学生課にご相談ください。)

(2) 対外試合や外部との交流を伴うイベント(各種大会出場、外部との練習試合・合同練習、訪問ボランティア等)や学内外で行う行事(日常の練習等の活動とは異なるイベント等)などについては許可制とします。計画や感染防止対策について学生・留学生課に申請し、許可されたものについてのみ認めます。感染防止対策が分かる要項、移動手段などについての文書も提出してください。

宿泊を伴う場合は、個別に学生・留学生課に相談してください。感染状況によっては、検討に時間を要することがありますので、早めに連絡をお願いします。

(3) 上記の申請と異なる事態が明らかになった場合には、活動再開の許可を取り消すことがあります。

## 5 . 学内施設の利用について

施設管理者と利用者の双方が十分な感染防止対策をとったうえで利用を認めます。

教室・演習室	とくに昼食や自習で利用する際は、感染リスクを低減するよう十分注意してください。
実験室 / 実習室	ルールを定めて利用を認めます。
院生研究室	ルールを定めて利用を認めます。
談話室・ リフレッシュルーム	学類の実情によって利用の可否を判断します。利用する場合には、とくに飲食中や会話中の感染リスクを低減するよう十分注意してください。
附属図書館	<p>図書館の利用にあたっては、マスク着用、手指消毒、適度な距離の確保、大声での会話自粛等、基本的な感染防止対策を徹底してください。</p> <p>なお、感染状況に応じて、開館時間や利用内容を変更しています。最新情報はホームページで確認してください。</p> <p>【附属図書館ホームページ】</p> <p><a href="https://www.lib.fukushima-u.ac.jp/oshirase/COVID-19/index.html">https://www.lib.fukushima-u.ac.jp/oshirase/COVID-19/index.html</a></p> 
情報基盤センター	<p>1F演習室の利用にあたっては、手指やキーボード、マウス及び机の消毒、マスク着用、利用者同士の会話禁止等、掲示してある注意事項を遵守してください。</p> <p>なお、活動レベルや感染状況の変動に応じて利用を制限する場合がありますので、都度、センターHP ( <a href="https://www.ipc.fukushima-u.ac.jp/">https://www.ipc.fukushima-u.ac.jp/</a> ) を確認してください。</p>
サークル棟	利用許可を受けた団体に限ります。
体育施設	授業での使用の他、課外活動での利用許可を受けた団体、教員の許可を受けた者に限ります。

証明書の発行は、M棟1Fに設置してある諸証明書自動発行機を利用してください。

## 6. キャリア支援、就職支援について

キャリア支援、就職支援に係る情報は、全て Live Campus からのメールにて周知するので、情報を見逃さないように、チェックしてください。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響で、内定の取り消しや入職時期の繰り下げがあった場合は、速やかにキャリアセンター（キャリア支援課）に連絡してください。

## 7. 日常生活について

### (1) 会食

会食については福島県の基準に従って行ってください。ただし、感染状況等により大学独自で制限を設ける場合があります。 [福島県感染拡大防止対策](#) で [検索](#)

### (2) アルバイト

アルバイトをする場合は、「三密」防止対策が講じられているかアルバイト先に確認するとともに、P4の「1. 十分な感染防止対策」を必ず遵守してください。

- ・ マスクを着用してください。
- ・ こまめな手洗いを徹底してください。
- ・ 「三密」や身体接触が生じるアルバイトは自粛してください。

### (3) 移動

#### 国内移動

- ・ 他の地域へ移動する際は、2週間前からは普段以上に感染機会の回避に努める、移動先の感染状況を確認する、公共交通機関を利用する場合は混雑を避ける、車で移動する際も三密を避ける（ ）、感染リスクの高い場所に立ち寄らない、実家でも基本的な感染防止対策を徹底するなど、感染リスクを低減するよう細心の注意を払ってください。
- ・ また、他の地域に移動した場合や他の地域から知人や家族が来た場合は、少なくとも1週間は友人等と会食をしないでください。また、2週間程度は、「体温・行動記録表」にきちんと記録するだけでなく、自分の体調に気を配るなど厳密な健康観察をしてください。

車中（狭い空間）では、感染のリスクが高まります。マスクをして会話は控える、離れて座る（乗用車の場合、助手席を除き、3人掛けシートには2人、2人掛けシートには1人など）長時間の移動は避ける、適宜休憩を入れる、窓をこまめに開ける（エアコンをかけるときは車内循環ではなく外気取り入れにする）などの対応をとってください。離れて座ることができない場合は会話はやめてください。

## 海外渡航

海外渡航（私費渡航含む）は、原則中止としてください。海外渡航については、外務省感染症危険レベル、渡航先の感染状況、『福島大学国外活動時の危機管理方針』等により渡航可否を判断します。渡航可となった場合には、必ず十分な内容の海外旅行保険に加入するとともに、事前に国際交流センターへ「海外渡航届」を提出してください。

渡航に当たっては、渡航先の感染状況や感染防止策、現地の医療体制の確認のほか、帰国時の防疫措置の把握等の安全確保に万全を期す必要があります。外務省及び厚生労働省 HP 等で最新情報を確認してください。

- ・ 外務省 HP（海外安全 HP） <https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・ 厚生労働省 HP（水際対策に係る新たな措置について）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

### (4) 正しい情報に基づく冷静な行動

- ・ 情報を正確に把握し、デマやフェイクニュースに踊らされないようにしましょう。
- ・ 感染者／濃厚接触者やその家族、関係者、感染発生地域に対する差別や偏見を生み出し助長しないように注意しましょう。

### (5) 食料品等の備蓄

- ・ 新型コロナウイルス感染時や濃厚接触者となった場合、数日間の自宅療養・待機を余儀なくされることがあります。また、大規模地震や台風等の自然災害もいつ発生するかわかりません。万が一の時に備え、食料品や日用品等の備蓄を心がけてください。
- ・ 備蓄食料は、体調不良時でも喫食できるようなもの（ゼリー飲料や冷凍うどん、野菜ジュース等）や長期間保存ができるもの（缶詰、レトルト食品等）をお勧めします。トイレトペーパーやマスクなどの日用品（衛生用品）、風邪薬・解熱剤・冷却シート・持病で処方された薬なども十分な量を揃えておきましょう。

## 8. 連絡体制について

大学からの重要な情報は、Live Campus と大学 HP を通じてお知らせしますので、随時確認し、回答を要するものについては速やかに返答してください。

また、指導・担当教員との間で連絡を取り合うようにしてください。

## 9. 新型コロナウイルス感染時・発生時の対応について

### ・自分自身に風邪症状がある / 感染が疑われる場合の対応

(1) 軽度の風邪症状がある場合は、登校せず自宅等で療養してください。

その際必ず、「体温・行動記録表」をつけてください。

症状がなくなって少なくとも2週間が経過するまでは、

「体温・行動記録表」を記録し続けてください。



体温・行動記録表

(2) 次のいずれかの症状がある場合は、かかりつけ医、診療・検査医療機関、または福島県の受診・相談センター（0120-567-747）に電話連絡し、相談・指示を仰いでください。

息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合  
高齢者、糖尿病や心不全等の基礎疾患等のあるかた、妊娠中のかたで、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

嗅覚味覚障害（急に「におい」や「あじ」の異常を感じるようになった）がある場合

(3) 相談の結果、PCR検査・抗原検査を受けることになったら、検査予定日時と結果判明日時をすぐに保健管理センターへ連絡してください。PCR検査・抗原検査を受けない場合は、保健所等からの指示に従い医療機関を受診するか、(1)、(2)に戻って行動してください。

(4) PCR検査・抗原検査の結果が出たら、陽性・陰性いずれの場合も、すぐに保健管理センターへ結果を報告してください。

(5) (1)～(4)以外でなにか相談等があれば保健管理センターへ連絡してください。

### ・大学関係者に感染者が出た場合の対応

(1) 学生、教職員、大学に出入りする第三者等が新型コロナウイルス陽性と判定され、学内での感染拡大の恐れがあると本学が判断した場合は、行政・保健所による公表の後、Live Campus（メール機能）でその旨を連絡します。また、個人が特定できない範囲で、大学HP等で感染の事実を公表する場合があります。

福島市保健所と相談のうえ、必要な場合は消毒作業を行いますので、立ち入り禁止エリアには立ち入らないようにしてください。具体的な指示があるまでは、冷静かつ慎重な行動を

とり、デマや不要な情報発信は慎んでください。

- (2) 感染発生後は、福島市保健所（ ）が、感染経路を調査して濃厚接触者等（ ）を特定します。保健所から連絡を受けた場合は、その指示に必ず従うとともに、すぐに保健管理センターに連絡してください。

感染急増時には濃厚接触者対応が変更となります。最新の情報については、Live Campus、大学 HP、保健管理センターHP 等で確認してください。

濃厚接触者等を特定し、皆さんの健康と安全を守るために、大学から保健所に対して必要な個人情報（住所・氏名・電話・メールアドレス）を提供することがありますので、ご了承ください（ ）。

- （ ）福島市以外の居住者については、居住地の保健所から連絡が来ることがあります。
- （ ）濃厚接触者でなくても保健所の判断で連絡が来ることがあります。
- （ ）独立行政法人等が保有する個人情報については、「法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」は行政機関等に対して提供できると法律で定められています（「独立行政法人等の有する個人情報の保護に関する法律」第9条第2項）。

- (3) (2)以外の方で、発熱や咳等の風邪症状等がある方は、自分の2週間の「体温・行動記録表」を準備したうえで、かかりつけ医、診療・検査医療機関、または福島県の受診・相談センター（0120-567-747）に電話連絡して相談し指示を仰いでください。また、その結果を保健管理センターへ報告してください。

また、「自分自身に風邪症状がある / 感染が疑われる場合の対応」にも従って行動してください。

- (4) (2)、(3)以外の症状がない方は、念のため「体温・行動記録表」を少なくとも2週間つけて健康観察を行ってください。万が一その間に症状が出た場合は、(3)に従って行動してください。

- (5) 感染状況に応じて、大学から症状等に関するアンケート調査を依頼する場合がありますので、その際には協力願います。

- (6) 感染者の症状の有無、大学内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否などを総合的に考慮して、大学としての方針（対面授業を継続するか否か、大学を臨時休業にするか否かなど）を決定し、Live Campus（メール機能）で連絡します。

(7) 新型コロナウイルス感染症に関する対応等は刻々と変わります。随時、Live Campus、大学 HP、保健管理センターHP 等で確認してください。

**【風邪症状がある / 感染が疑われる場合】**

かかりつけ医、診療・検査医療機関、  
または福島県の受診・相談センター（TEL：0120-567-747（毎日 24 時間対応））

**【感染症全般に関すること】**

保健管理センター      HP： <http://www.hcc.fukushima-u.ac.jp/posts/news53.html>

TEL：024-548-8068（平日 9:00-12:30 13:30-16:30） 来所せず、まずは電話で連絡してください

E-mail： [hcc-admin@ipc.fukushima-u.ac.jp](mailto:hcc-admin@ipc.fukushima-u.ac.jp)

## 10. 問合せ先について

担当課・室へお問い合わせください。窓口時間内は、窓口での対応もしています。

どこに問い合わせればよいか分からないときは、大学の制度や仕組みについては「学生・留学生課」、個人に配慮した具体的な相談については「学生総合相談室」に相談してください。

問合せ事項	担当課・室	電話番号		メールアドレス	
感染症全般 健康	保健管理 センター	024-548-8068 (平日 9:00-12:30 13:30-16:30)	できる限り電話で連 絡してください	hcc-admin@ipc.fukushima- u.ac.jp	
授業関連	教務課		人間発達文化学類 人間発達文化研究科	k-ningen@adb.fukushima- u.ac.jp	
教務手続き			行政政策学類 行政政策学類夜間主 地域政策科学研究科	kyoumu2@adb.fukushima- u.ac.jp	
成績				経済経営学類 経済学研究科	k-keizai@adb.fukushima- u.ac.jp
				共生システム理工学類 共生システム理工学研 究科	k-rikou@adb.fukushima-u.ac.jp
				人文社会学群夜間主 コース (現代教養コース)	kyomujoho@adb.fukushima- u.ac.jp
				食農学類	k-syokuno@adb.fukushima- u.ac.jp
教育実習	教務課			k-ningen@adb.fukushima- u.ac.jp	
就職関係 アルバイト	キャリアセン ター(キャリア 支援課)	024-548-8108		shushoku@adb.fukushima- u.ac.jp	
経済面 生活全般	学生・留学生 課	024-548-8060 または 024-548-8058		gakusei@adb.fukushima- u.ac.jp	
課外活動	学生・留学生 課	024-548-8054		gakusei- kagai@adb.fukushima-u.ac.jp	
学内のネット 環境	情報基盤セン ター(学術情報 課)	024-548-8018 (緊急時)		ipc-office@adb.fukushima- u.ac.jp	
メンタルケア	学生総合相談 室	024-548-5156		g-soudan@ipc.fukushima- u.ac.jp	
修学上の支援	アクセシビリ ティ支援室	024-503-3258		a-shien@ipc.fukushima-u.ac.jp	

## 新型コロナウイルス感染症における福高大学活動指針（BCP）（令和4年4月1日～）

レベル	活動レベル	教育活動	研究活動	課外活動	催事・イベント等 (学内施設外部への貸出含む)	移動・出張等 (国内移動・海外渡航) <small>移動・出張等(海外渡航)におけるレベルは、 外務省が定める国際感染症リスクレベルとする</small>	学内会議	教職員の出動形態
0	通常	授業（講義・試験・実習）	通常	通常	通常	通常	通常	通常
1	十分な感染防止対策を行った上で原則対面授業 （講義、演習、実験、実習、実技） ・教室収容人数を制限 ・通隔授業を併用 （教室収容人数を超える授業） ・教員、学生入構可能	十分な感染防止対策を行った上で実施	十分な感染防止対策を行った上で実施 ・十分な感染防止対策を行った上で実施 （講義、演習、実験、実習、実技） ・教室収容人数を制限 ・通隔授業を併用 （教室収容人数を超える授業） ・教員、学生入構可能	十分な感染防止対策を行った上で実施 ・十分な感染防止対策を行った上で実施 （講義、演習、実験、実習、実技） ・教室収容人数を制限 ・通隔授業を併用 （教室収容人数を超える授業） ・教員、学生入構可能	十分な感染防止対策を行った上で実施 ・十分な感染防止対策を行った上で実施 （講義、演習、実験、実習、実技） ・教室収容人数を制限 ・通隔授業を併用 （教室収容人数を超える授業） ・教員、学生入構可能	【国内】 ・移動先、出張先の感染状況を確認し、十分な感染防止対策を行った上で通常通りとする 【海外】 ・外務省HPレベル1（十分注意） 感染防止対策を徹底した上で、渡航可能	十分な感染防止対策を行った上で実施 ・十分な感染防止対策を行った上で実施 （講義、演習、実験、実習、実技） ・教室収容人数を制限 ・通隔授業を併用 （教室収容人数を超える授業） ・教員、学生入構可能	十分な感染防止対策を行った上で実施 ・十分な感染防止対策を行った上で実施 （講義、演習、実験、実習、実技） ・教室収容人数を制限 ・通隔授業を併用 （教室収容人数を超える授業） ・教員、学生入構可能
2	十分な感染防止対策を行った上で原則対面授業 （講義、演習、実験、実習、実技） ・教室収容人数を制限 ・通隔授業を併用 （教室収容人数を超える授業） ・教員、学生入構可能	十分な感染防止対策を行った上で実施 ・十分な感染防止対策を行った上で実施 （講義、演習、実験、実習、実技） ・教室収容人数を制限 ・通隔授業を併用 （教室収容人数を超える授業） ・教員、学生入構可能	通常の活動については、十分な感染防止対策を行った上で実施 （講義、演習、実験、実習、実技） ・原則対面授業 （講義、演習、実験、実習、実技） ・教室収容人数を制限 ・通隔授業を併用 （教室収容人数を超える授業） ・教員、学生入構可能	通常の活動については、十分な感染防止対策を行った上で実施 （講義、演習、実験、実習、実技） ・原則対面授業 （講義、演習、実験、実習、実技） ・教室収容人数を制限 ・通隔授業を併用 （教室収容人数を超える授業） ・教員、学生入構可能	十分な感染防止対策を行った上で実施 ・十分な感染防止対策を行った上で実施 （講義、演習、実験、実習、実技） ・教室収容人数を制限 ・通隔授業を併用 （教室収容人数を超える授業） ・教員、学生入構可能	【国内】 ・不要不急の場合は自粛とする 【海外】 ・外務省HPレベル2（不要不急の渡航中止） 原則渡航中止 ただし、「福高大学国外活動時の危機管理基本方針」追加基準を満たす場合、渡航可能	原則オンライン会議とする	【教員】 ・教育、研究、大学運営に支障がない場合は、積極的にテレワークを活用する 【事務職員】 ・十分な感染防止対策を行った上で通常業務を行う ・業務の性質に応じて、業務効率に大きな影響が出ない場合には、時差出勤、テレワーク活用等の対応を行う
3	原則遠隔授業（講義、演習） ・十分な感染防止対策を行った上で一部対面授業も可 （実験、実習、実技） ・教員は大学構内から授業配信可能	十分な感染防止対策を行うとともに、部局毎に学内滞在時間制限や学外者との接触制限を設定して実施し、可能な限り入構を自粛	オンラインによる活動を除く対面によるサークル活動は全面中止	オンラインによる活動を除く対面によるサークル活動は全面中止	原則オンラインで実施 ・学内施設貸出は原則中止	【国内】 ・不要不急の場合は自粛とする 【海外】 ・外務省HPレベル3（渡航中止勧告） 原則渡航中止	原則オンライン会議とする	【教員】 ・教育、研究、大学運営に支障がない場合は、原則としてテレワークを活用する 【事務職員】 ・十分な感染防止対策を行った上で通常業務を行う ・業務の性質に応じて、当該業務の重要度の低下と感染防止の重要性を比較・検討のうえ、可能な限り、時差出勤、テレワーク活用等の対応を行う
4	全て遠隔授業 ・教員は自宅から授業配信	原則、入構禁止 ただし、部局毎に必要と認められた最低限の活動のみ一時入構可能	オンラインによる活動を除く対面によるサークル活動は全面中止	オンラインによる活動を除く対面によるサークル活動は全面中止	全てオンラインで実施 ・学内施設貸出は中止	【国内】 ・原則中止する ただし、危機対策本部がやむを得ないと判断した場合はのみ可とする 【海外】 ・外務省HPレベル4（渡航勧告） 渡航中止	原則オンライン会議とする	【教員】 ・原則としてテレワークを行う ・部局長(所属長)がやむを得ないと判断した場合はのみ、大学の勤務を可とする 【事務職員】 ・施設維持管理、危機対応など、大学の機能を維持するために必要な業務について、最小限の人員が大学で勤務することとし、他はテレワークを活用して、可能な範囲で業務にあたる

感染状況に応じて、レベルが変動します。また、感染状況によって項目ごとにレベルが異なることがあります。  
 レベルを動かす判断は国や地域、本学キャンパス内の感染状況等を総合的に勘案して、危機対策本部において決定します。  
 この活動指針は全学共通を原則とします。  
 この活動指針は感染のフェーズの変化等、今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合があります。  
 学外者の受け入れについては、「移動・出張等」の指針に準じてください。  
 会食については福島県の基準に従って行ってください。ただし、感染状況等により大学独自で制限を設ける場合があります。